

技術者の専任配置等に係る取扱いの変更について

建設業の生産性の向上を図り、より一層の建設工事の適正な施工を確保するため、平成22年10月1日以降に発注する工事から主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）の設置についての取扱いを国土交通省が定める監理技術者制度運用マニュアル（以下単に「運用マニュアル」という。）に準拠したものと見直し、下記のとおり変更します。

記

1 技術者の専任期間の緩和について

現在、本市発注の工事に配置する技術者は、開札日時点で他の工事に従事していないことを条件とし、契約締結日以前からの専任を義務付けていますが、今後は、技術者の専任期間を緩和し、たとえ契約工期中であっても次の(1)及び(2)に掲げる期間については、工事現場への専任を要しないこととします。ただし、当該期間は工事現場への専任を要しないだけであり、当該技術者が工事に配置されていることには変わりがないことに御留意ください。

(1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）。なお、現場施工に着手する日は、契約締結後に監督職員との打合せにおいて定めるものとします。

(2) 工事の検査が本市の都合により遅延した場合において、当初の検査日から実際の完成検査確認日（単価契約の建設工事については、契約期間の末日）までの期間

なお、既に専任期間を緩和している「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事」における工場製作のみが行われている期間については、今後も専任を要しません。

2 技術者の途中交代について

現在、本市発注の工事に一度専任配置した技術者の途中交代については、正当な理由（市の事情による工期の変更、技術者等の死亡、傷病又は自己都合による退職等、真にやむを得ない理由）として本市が認める場合に限っていますが、今後、運用マニュアルで例示されている「橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事」については、工場から現地へ工事の現場が移行する時点で技術者の途中交代を認めることとします。

ただし、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられていることを条件とします。